

むかわ町長交際費支出基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、町長等が町を代表し個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) むかわ町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) むかわ町政の伸展に功績があったもの
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができる。

- (1) 会費 会費制により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 祝金品 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 記念品 町政運営に必要な記念品に係る経費
- (4) 生花 慶弔及び各種大会等における慶弔表意のための生花に係る経費
- (5) 香料 葬儀における香典等支出に係る経費
- (6) 見舞金 入院見舞いのための金品に係る経費
- (7) 懇談会費 町政運営に資する意見交換、情報収集等の懇談に係る経費
- (8) その他 上記に定めるもののほか、町長が特に必要とする経費

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とし、支出区分に応じる支出金額の基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(支出の制限)

第5条 前条に規定する交際費は、町の補助金等を受けて実施する事業等にかかわる場合は、支出しないものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この訓令によりがたい場合は、必要に応じて町長がその都度決定する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行日前において、鷺川町又は穂別町において、別表第2中2号・5号又は6号に相当する者にあつては、この訓令の規定に該当する者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の改正前において、平成18年3月26日まで旧鷺川町及び旧穂別町に居住していた年数は、改正後の訓令の規定に通算するものとする。

別表第1(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分	支出内容	金 額
会費	会費制による懇親会、祝賀会等	会費相当額
祝金品	慶事及び総会等各種行事	状況に応じ、相当額
記念品	町政運営に必要な記念品	状況に応じ、相当額
生花	慶事の場合	状況に応じ、相当額
見舞金	町政功労者、現職の町議会議員 又は町公職者が2週間以上入院 加療を要する場合	5,000

別表第2(第4条関係)

交際費支出の基準表

単位:円

支出区分		本 人		配偶者		血族・親族(父母)	
		香典	生花	香典	生花	香典	生花
弔慰	1 執行機関の長、委員	10,000	○	5,000	○	—	○
	2 執行機関の委員経験者	5,000	—	—	—	—	—
	3 執行機関の附属機関の委員	5,000	○	—	—	—	—
	4 町議会議員	10,000	○	5,000	○	—	○
	5 町議会議員経験者	5,000	○	—	—	—	—
	6 町政功労者	10,000	○	—	—	—	—
	7 むかわ町における各界の功労者	5,000～ 10,000	○	—	—	—	—
	8 職員(嘱託、臨時職員を含む。)	10,000	○				
	9 高齢者(数え年80歳以上で町在住30年以上)が死亡した場合	5,000					
	10 上記のほか、町長が特に必要と認めたもの	5,000～ 10,000	○	5,000～ 10,000	○	5,000～ 10,000	○
	11 町民	弔旗					

備考: 第10号中、町長が特に必要と認める場合においては、香典を増額することができる。

: 生花は、時価額とする。

: 区分11を除き重複適用をしない。この場合において、支出区分の職は支出基準の高い職により支出するものとする。